○財務省令第八十一号

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第九十三条及び電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令二百二十号）第七条の規定に基づき、関税法施行規則及び電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月十八日

財務大臣　麻生　太郎

関税法施行規則及び電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（関税法施行規則の一部改正）

第一条　関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののよ

うに改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
別紙第１号書式	別紙第１号書式
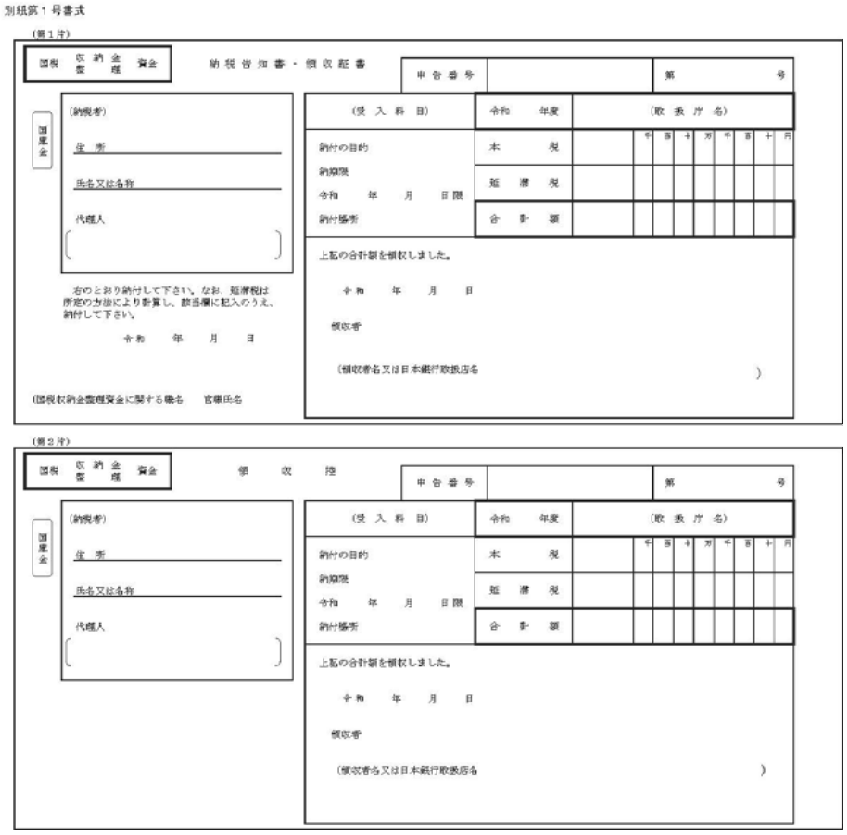	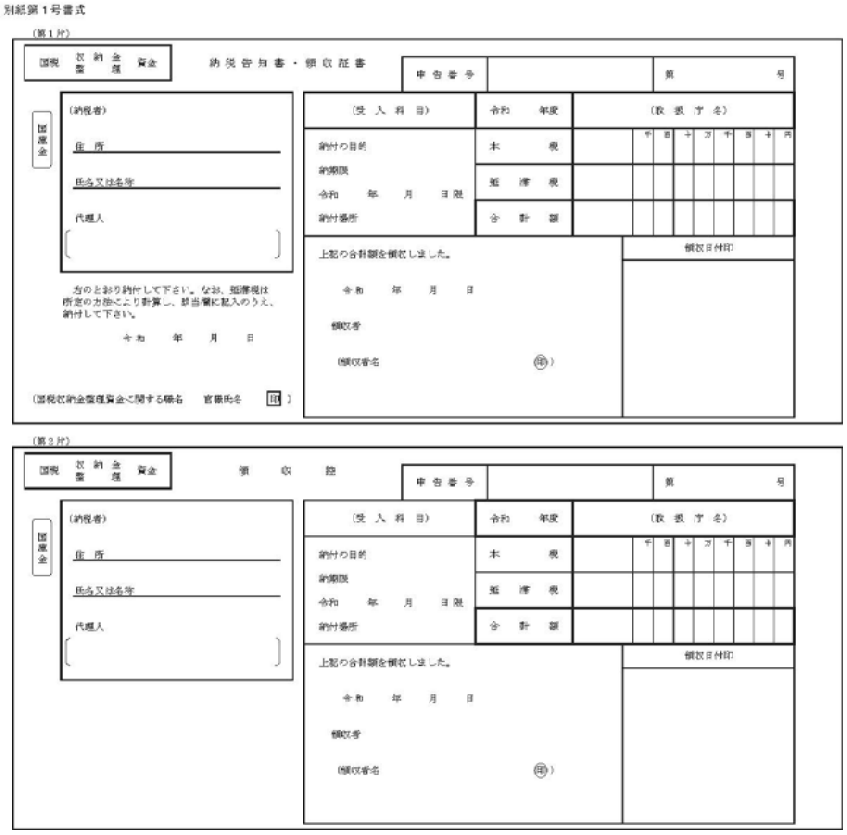

（第３片）

国税 収納金整理資金

領収済通知書

申告番号		第　　号

国庫金

（納税者）

住所

氏名又は名称

代理人

（　　）

（受入科目）　令和　年度　（取扱庁名）

納付の目的	本税	千	百	十	万	千	百	十	円
納期限	延滞税								
令和　年　月　日限									
納付場所	合計額								

上記の合計額を領収しました。

令和　年　月　日

領収者

（領収者名又は日本銀行取扱店名　　）

あて先

（国税収納金整理資金に関する職名、官職及び氏名並びに在勤官署名及びその所在地）

備考

1　用紙の大きさは、各片ともおおむね縦９cm、横２１cmとする。
2　各片は、１片をのり付けその他の方法により接続するものとする。
3　各片に共通する事項（あらかじめ印刷されている事項を除く。）は、複写により記入するものとする。
4　納税者の住所及び氏名又は名称、受入科目、年度、取扱庁名、申告番号、番号、納付の目的、納期限、納付場所並びに金額（延滞税の額及び合計額を除く。）は、この告知書の発行者が記載するものとする。
5　納税者の住所及び氏名又は名称、代理人、受入科目、年度並びに取扱庁名のすべてが同一である二以上の関税については、これらを一括して１枚の納税告知書に記載することができる。この場合には、金額欄にその合計額を記載し、１件別の内訳を付記するものとする。
6　分任国税収納命令官（分任国税収納命令官代理を含む。以下同じ。）が取り扱う関税に係る納税告知書にあっては、各片中「（取扱庁名）」とあるのは「（取扱庁名及び分任国税収納命令官在勤官署名）」とする。
7　本邦へ入国する者が入国の際に携帯して輸入する貨物若しくは法第六条の二第一項第二号イ（税額の確定の方式）に規定する政令で定めるところにより別途して輸入する貨物若しくは令第三条第二項第一号（賦課課税方式を適用する貨物の指定）に掲げる貨物又は輸入される郵便物について電子計算機を使用して納税告知書を作成する場合で、日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項（日本産業規格）に規定する日本産業規格をいう。）Ｘ０９１２（情報処理用語（データ記録、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、２及び３にかかわらず、連続して接続した各片に同一内容の４に掲げる事項を印字する方法によることができる。
8　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、延滞税の欄を省略することその他所要の調整を加えることができる。

（第３片）

国税 収納金整理資金

領収済通知書

申告番号		第　　号

国庫金

（納税者）

住所

氏名又は名称

代理人

（　　）

（受入科目）　令和　年度　（取扱庁名）

納付の目的	本税	千	百	十	万	千	百	十	円
納期限	延滞税								
令和　年　月　日限									
納付場所	合計額								

上記の合計額を領収しました。

令和　年　月　日

領収者

（領収者名　　㊞）

領収日付印

あて先

（国税収納金整理資金に関する職名、官職及び氏名並びに在勤官署名及びその所在地）

備考

1　用紙の大きさは、各片ともおおむね縦９cm、横２１cmとする。
2　各片は、１片をのり付けその他の方法により接続するものとする。
3　各片に共通する事項（あらかじめ印刷されている事項を除く。）は、複写により記入するものとする。
4　納税者の住所及び氏名又は名称、受入科目、年度、取扱庁名、申告番号、番号、納付の目的、納期限、納付場所並びに金額（延滞税の額及び合計額を除く。）は、この告知書の発行者が記載するものとする。
5　納税者の住所及び氏名又は名称、代理人、受入科目、年度並びに取扱庁名のすべてが同一である二以上の関税については、これらを一括して１枚の納税告知書に記載することができる。この場合には、金額欄にその合計額を記載し、１件別の内訳を付記するものとする。
6　日本銀行（国税の収納を行なう代理店を含む。）において領収する場合には、領収年月日の記入及び領収者名の記入押印に代え、日本銀行取扱店名及び領収年月日の表示のある領収日付印を用いることができる。
7　分任国税収納命令官（分任国税収納命令官代理を含む。以下同じ。）が取り扱う関税に係る納税告知書にあっては、各片中「（取扱庁名）」とあるのは「（取扱庁名及び分任国税収納命令官在勤官署名）」とする。
8　本邦へ入国する者が入国の際に携帯して輸入する貨物若しくは法第六条の二第一項第二号イ（税額の確定の方式）に規定する政令で定めるところにより別途して輸入する貨物若しくは令第三条第二項第一号（賦課課税方式を適用する貨物の指定）に掲げる貨物又は輸入される郵便物について電子計算機を使用して納税告知書を作成する場合で、日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項（日本産業規格）に規定する日本産業規格をいう。）Ｘ０９１２（情報処理用語（データ記録、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、２及び３にかかわらず、連続して接続した各片に同一内容の４に掲げる事項を印字する方法によることができる。
9　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、延滞税の欄を省略することその他所要の調整を加えることができる。

別紙第二号書式

別紙第２号書式

（第１片）

国税 収納金整理資金　納付書・領収証書

国庫金

（納税者）
住所
氏名又は名称
代理人
（　　）

（受入科目）　令和　年度　（取扱庁名）

納付の目的

申告番号	
本税	千 百 十 万 千 百 十 円
延滞税	
加算税	
加算税	
合計額	

※　この納付書は、４枚１組の複写式となっていますから、切り離さないでそのまま使用して下さい。

上記の合計額を領収しました。

令和　年　月　日

（領収者又は日本銀行取扱店名　　）

（第２片）

国税 収納金整理資金　領収控

国庫金

（納税者）
住所
氏名又は名称
代理人
（　　）

（受入科目）　令和　年度　（取扱庁名）

納付の目的

申告番号	
本税	千 百 十 万 千 百 十 円
延滞税	
加算税	
加算税	
合計額	

上記の合計額を領収しました。

令和　年　月　日

別紙第二号書式

別紙第２号書式

（第１片）

国税 収納金整理資金　納付書・領収証書

国庫金

（納税者）
住所
氏名又は名称
代理人
（　　）

（受入科目）　令和　年度　（取扱庁名）

納付の目的

申告番号	
本税	千 百 十 万 千 百 十 円
延滞税	
加算税	
加算税	
合計額	

※　この納付書は、４枚１組の複写式となっていますから、切り離さないでそのまま使用して下さい。

上記の合計額を領収しました。

令和　年　月　日

（領収者　　㊞）

領収日付印

（第２片）

国税 収納金整理資金　領収控

国庫金

（納税者）
住所
氏名又は名称
代理人
（　　）

（受入科目）　令和　年度　（取扱庁名）

納付の目的

申告番号	
本税	千 百 十 万 千 百 十 円
延滞税	
加算税	
加算税	
合計額	

上記の合計額を領収しました。

令和　年　月　日

領収日付印

（第３片）

国税収納金整理資金　　領収済通知書

申告番号	
令和　年度	（取扱庁名）
本税	千 百 十 万 千 百 十 円
延滞税	
加算税	
加算税	
合計額	

国庫金

（納税者）

住所

氏名又は名称

代理人

（　　）

（受入科目）

納付の目的

あて先

（国税収納金整理資金に関する職名、官職及び氏名並びに在勤官署名及びその所在地）

上記の合計額を領収しました。

令和　年　月　日

（領収者又は日本銀行取扱店名　　）

備考

1　第１号書式備考（４及び７（本邦へ入国する者が入国の際に携帯して輸入する貨物若しくは法第六条の二第一項第二号イ（税額の確定の方式）に規定する政令で定めるところにより別途して輸入する貨物又は令第三条第二項第一号（賦課課税方式を適用する貨物の指定）に掲げる貨物について電子計算機を使用して納税告知書を作成する場合に限る。）を除く。）は、この書式について準用する。この場合において、同書式備考中「納税告知書」とあるのは「納付書」と、「延滞税の欄」とあるのは「延滞税又は加算税の各欄」と読み替えるものとする。

2　納税者の住所及び氏名又は名称、受入科目、年度、取扱庁名、申告番号、納付の目的並びに金額は、納税者が記載するものとする。

3　郵便物（法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物に限る。）に係る納付書については、各片を領収済通知書、領収控及び納付書・領収証書収控の順に連続して接続することができる。

4　法第七十七条第四項（郵便物の関税の納付等）に規定する納付書については、納付書・領収証書の標題の下部余白に「兼払込金受領証」と、領収控の標題の下部余白に「兼払込取扱票」と記載するものとする。

（第３片）

国税収納金整理資金　　領収済通知書

申告番号	
令和　年度	（取扱庁名）
本税	千 百 十 万 千 百 十 円
延滞税	
加算税	
加算税	
合計額	

国庫金

（納税者）

住所

氏名又は名称

代理人

（　　）

（受入科目）

納付の目的

あて先

（国税収納金整理資金に関する職名、官職及び氏名並びに在勤官署名及びその所在地）

上記の合計額を領収しました。

令和　年　月　日

（領収者　　㊞）

領収日付印

備考

1　第１号書式備考（４及び８（本邦へ入国する者が入国の際に携帯して輸入する貨物若しくは法第六条の二第一項第二号イ（税額の確定の方式）に規定する政令で定めるところにより別途して輸入する貨物又は令第三条第二項第一号（賦課課税方式を適用する貨物の指定）に掲げる貨物について電子計算機を使用して納税告知書を作成する場合に限る。）を除く。）は、この書式について準用する。この場合において、同書式備考中「納税告知書」とあるのは「納付書」と、「延滞税の欄」とあるのは「延滞税又は加算税の各欄」と読み替えるものとする。

2　納税者の住所及び氏名又は名称、受入科目、年度、取扱庁名、申告番号、納付の目的並びに金額は、納税者が記載するものとする。

3　郵便局において領収する場合には、領収年月日の記入及び領収者名の記入押印に代え、郵便局名及び領収年月日の表示のある領収日付印を用いることができる。

4　郵便物（法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物に限る。）に係る納付書については、各片を領収済通知書、領収控及び納付書・領収証書収控の順に連続して接続することができる。

5　法第七十七条第四項（郵便物の関税の納付等）に規定する納付書については、納付書・領収証書の標題の下部余白に「兼払込金受領証」と、領収控の標題の下部余白に「兼払込取扱票」と記載するものとする。

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行規則（昭和五十二年大蔵省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
別紙第一号書式	別紙第一号書式

別紙第１号書式

（第１片）

国庫金 国税 収納金整理資金

納税告知書・領収証書

電算機読取用

年度　税関符号　取扱庁コード

輸入申告等の番号　取扱庁名（取扱庁名）

受入科目　納付場所

告知番号　納期限　年　月　日限

代理人

納税者
（住所）

（氏名又は名称）

本税		円
延滞税		円
加算税		
		円
合計額		円

納付の目的

左記の合計額を領収しました。

（領収日付等）

（領収年月日及び領収者名）
又は（領収年月日及び日本銀行取扱店名）

左記のとおり納付して下さい。なお、延滞税は所定の方法により計算し、税当額に記入の上、納付して下さい。

国税収納金整理資金に関する職名
官職　氏　名

年　月　日

（第２片）

国庫金 国税 収納金整理資金

領　収　控

年度　税関符号　取扱庁コード

輸入申告等の番号　取扱庁名（取扱庁名）

受入科目　納付場所

告知番号　納期限　年　月　日限

代理人

納税者
（住所）

（氏名又は名称）

本税		円
延滞税		円
加算税		
		円
合計額		円

納付の目的

左記の合計額を領収しました。

（領収日付等）

（領収年月日及び領収者名）
又は（領収年月日及び日本銀行取扱店名）

別紙第１号書式

（第１片）

国庫金 国税 収納金整理資金

納税告知書・領収証書

電算機読取用

年度　税関符号　取扱庁コード

輸入申告等の番号　取扱庁名（取扱庁名）

受入科目　納付場所

告知番号　納期限　年　月　日限

代理人

納税者
（住所）

（氏名又は名称）

本税		円
延滞税		円
加算税		
		円
合計額		円

納付の目的

左記の合計額を領収しました。

（領収日付印）

（領収年月日、領収者名及び領収印）又は（日本銀行取扱店名の表示のある領収日付印）

左記のとおり納付して下さい。なお、延滞税は所定の方法により計算し、税当額に記入の上、納付して下さい。

国税収納金整理資金に関する職名
官職　氏　名　㊞

年　月　日

（第２片）

国庫金 国税 収納金整理資金

領　収　控

年度　税関符号　取扱庁コード

輸入申告等の番号　取扱庁名（取扱庁名）

受入科目　納付場所

告知番号　納期限　年　月　日限

代理人

納税者
（住所）

（氏名又は名称）

本税		円
延滞税		円
加算税		
		円
合計額		円

納付の目的

左記の合計額を領収しました。

（領収日付印）

（領収年月日、領収者名及び領収印）又は（日本銀行取扱店名の表示のある領収日付印）

（第３片）

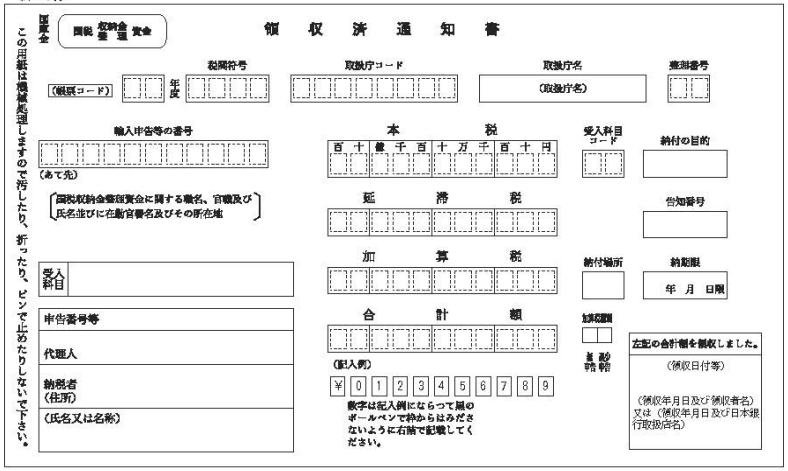

備考

1　用紙の大きさは、各片ともおおむね縦９cm、横21cmとし、各片を領収済通知書、領収控及び納税告知書、領収証書の順に連続して接続するものとする。ただし、第１片及び第３片については、余白を含めて縦11cmとすることができる。

2　年度、輸入申告等の番号、取扱庁名、受入科目、納付場所、告知番号、納期限、納税者の住所及び氏名又は名称、金額（延滞税の額及び合計額を除く。）並びに納付の目的は、この告知書の発行者が記載するものとする。

3　分任国税収納命令官（分任国税収納命令官代理を含む。以下同じ。）が取り扱う関税等に係る納税告知書にあつては、各片中「（取扱庁名）」とあるのは「（取扱庁名及び分任国税収納命令官在勤官署名）」とする。

4　電子情報処理組織を使用して納税告知書を作成するときは、取扱庁名の欄には、略称をもつて表示することができる。

5　電子情報処理組織を使用して納税告知書を作成するときは、原則として日本産業規格Ｘ 0012（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するものとする。

6　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

（第３片）

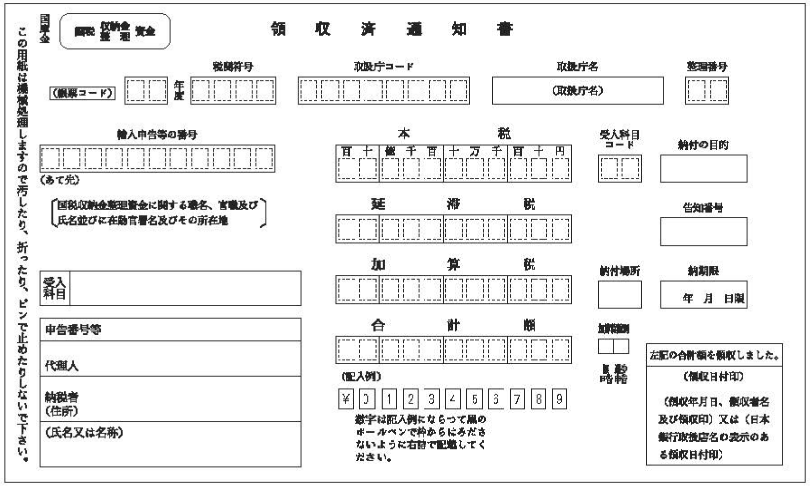

備考

1　用紙の大きさは、各片ともおおむね縦９cm、横21cmとし、各片を領収済通知書、領収控及び納税告知書、領収証書の順に連続して接続するものとする。ただし、第１片及び第３片については、余白を含めて縦11cmとすることができる。

2　年度、輸入申告等の番号、取扱庁名、受入科目、納付場所、告知番号、納期限、納税者の住所及び氏名又は名称、金額（延滞税の額及び合計額を除く。）並びに納付の目的は、この告知書の発行者が記載するものとする。

3　分任国税収納命令官（分任国税収納命令官代理を含む。以下同じ。）が取り扱う関税等に係る納税告知書にあつては、各片中「（取扱庁名）」とあるのは「（取扱庁名及び分任国税収納命令官在勤官署名）」とする。

4　電子情報処理組織を使用して納税告知書を作成するときは、取扱庁名の欄には、略称をもつて表示することができる。

5　電子情報処理組織を使用して納税告知書を作成するときは、原則として日本産業規格Ｘ 0012（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するものとする。

6　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

別紙第二号書式

別紙第２号書式〔第２条〕

（第１片）

国庫金　国税 収納金 雑 還付 資金

納　付　書・領　収　証　書

電算機処理用

年度　税関符号	取扱庁コード	本　税	円
輸入申告等の番号	取扱庁名（取扱庁名）	延滞税	円
受入科目		加算税	
出力日	延長後の納期限		円
代理人		合計額	円
納税者（住所）			
（氏名又は名称）			

納付の目的：当初申告　期限後申告　修正申告　更正通知　賦課決定通知

左記の合計額を領収しました。

（領収日付等）

（領収年月日及び領収者名）又は（領収年月日及び日本銀行取扱店名）

（第３片）

国庫金　国税 収納金 雑 還付 資金

領　　収　　書

年度　税関符号	取扱庁コード	本　税	円
輸入申告等の番号	取扱庁名（取扱庁名）	延滞税	円
受入科目		加算税	
出力日	延長後の納期限		円
代理人		合計額	円
納税者（住所）			
（氏名又は名称）			

納付の目的：当初申告　期限後申告　修正申告　更正通知　賦課決定通知

左記の合計額を領収しました。

（領収日付等）

（領収年月日及び領収者名）又は（領収年月日及び日本銀行取扱店名）

別紙第二号書式

別紙第２号書式〔第２条〕

（第１片）

国庫金　国税 収納金 雑 還付 資金

納　付　書・領　収　証　書

電算機処理用

年度　税関符号	取扱庁コード	本　税	円
輸入申告等の番号	取扱庁名（取扱庁名）	延滞税	円
受入科目		加算税	
出力日	延長後の納期限		円
代理人		合計額	円
納税者（住所）			
（氏名又は名称）			

納付の目的：当初申告　期限後申告　修正申告　更正通知　賦課決定通知

左記の合計額を領収しました。

（領収日付印）

（領収年月日、領収者名及び領収印）又は（日本銀行取扱店名の表示のある領収日付印）

（第２片）

国庫金　国税 収納金 雑 還付 資金

領　　収　　書

年度　税関符号	取扱庁コード	本　税	円
輸入申告等の番号	取扱庁名（取扱庁名）	延滞税	円
受入科目		加算税	
出力日	延長後の納期限		円
代理人		合計額	円
納税者（住所）			
（氏名又は名称）			

納付の目的：当初申告　期限後申告　修正申告　更正通知　賦課決定通知

左記の合計額を領収しました。

（領収日付印）

（領収年月日、領収者名及び領収印）又は（日本銀行取扱店名の表示のある領収日付印）

（第３片）

国庫金

国税 収納金整理資金

この用紙は機械処理しますので汚したり、折ったり、ピンで止めたりしないで下さい。

領　収　済　通　知　書

（概要コード）　年度

税関符号

取扱庁コード

取扱庁名

（取扱庁名）

整理番号

輸入申告等の番号

（あて先）

国税収納金整理資金に関する職名、官職及び氏名並びに在勤官署名及びその所在地

本　税

百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

受入科目コード

納付の目的

当初申告 納付期限 納付金額 修正申告 更正 賦課決定 賦課決定期限

延　滞　税

加　算　税

合　計　額

（記入例）

¥ 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

数字は記入例にならって黒のボールペンで枠からはみださないように右詰で記載してください。

内訳書受領　円

記載受領　全部　一部

出力日

加算税額　賦課　納付

延長後の納期限

年　月　日限

受入科目

申告番号等

代理人

納税者（住所）

（氏名又は名称）

左記の合計額を領収しました。

（領収日付等）

（領収年月日及び領収者名）又は（領収年月日及び日本銀行取扱店名）

備考

1　第１号書式備考（２を除く。）は、この書式について準用する。この場合において、同書式備考中「納税告知書」とあるのは「納付書」と読み替えるものとする。

2　年度、輸入申告等の番号、取扱庁名、受入科目、納税者の住所及び氏名又は名称、金額並びに納付の目的は、法令に特段の定めがある場合を除き、納税者が記載するものとする。

3　法第４条第１項の依頼により税関長が送付する納付書で、電子情報処理組織を使用して２に掲げる事項を記載するものについては、第１片の納付書・領収証書の受入科目と出力日の間に口座番号を記載するものとし、第２片の領収控及び第３片の領収済通知書に代え、付表の領収控及び領収済通知書を用いることができる。

4　年度、取扱庁名、受入科目、代理人並びに納税者の住所及び氏名又は名称のすべてが同一である二以上の関税等については、これらを一括して１枚の納付書に記載することができる。この場合には、金額欄にその合計額を記載し、１件別の内訳を付記するものとする。

（第３片）

国庫金

国税 収納金整理資金

この用紙は機械処理しますので汚したり、折ったり、ピンで止めたりしないで下さい。

領　収　済　通　知　書

（概要コード）　年度

税関符号

取扱庁コード

取扱庁名

（取扱庁名）

整理番号

輸入申告等の番号

（あて先）

国税収納金整理資金に関する職名、官職及び氏名並びに在勤官署名及びその所在地

本　税

百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

受入科目コード

納付の目的

当初申告 納付期限 納付金額 修正申告 更正 賦課決定 賦課決定期限

延　滞　税

加　算　税

合　計　額

（記入例）

¥ 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

数字は記入例にならって黒のボールペンで枠からはみださないように右詰で記載してください。

内訳書受領　円

記載受領　全部　一部

出力日

加算税額　賦課　納付

延長後の納期限

年　月　日限

受入科目

申告番号等

代理人

納税者（住所）

（氏名又は名称）

左記の合計額を領収しました。

（領収日付印）

（領収年月日、領収者名及び領収印）又は（日本銀行取扱店名の表示のある領収印）

備考

1　第１号書式備考（２を除く。）は、この書式について準月する。この場合において、同書式備考中「納税告知書」とあるのは「納付書」と読み替えるものとする。

2　年度、輸入申告等の番号、取扱庁名、受入科目、納税者の住所及び氏名又は名称、金額並びに納付の目的は、法令に特段の定めがある場合を除き、納税者が記載するものとする。

3　法第４条第１項の依頼により税関長が送付する納付書で、電子情報処理組織を使用して２に掲げる事項を記載するものについては、第１片の納付書・領収証書の受入科目と出力日の間に口座番号を記載するものとし、第２片の領収控及び第３片の領収済通知書に代え、付表の領収控及び領収済通知書を用いることができる。

4　年度、取扱庁名、受入科目、代理人並びに納税者の住所及び氏名又は名称のすべてが同一である二以上の関税等については、これらを一括して１枚の納付書に記載することができる。この場合には、金額欄にその合計額を記載し、１件別の内訳を付記するものとする。

付　表

国税収納金整理資金

領　収　控

（受入科目）	納付の目的：	年度	（取扱庁名）

輸入申告等の番号	納税者氏名又は名称	納税者住所	代理人	本　税　円	加算税　円	延滞税　円	合計額　円

上記の合計額を領収しました。

（領収日付等）

（領収年月日及び領収者名）又は（領収年月日及び日本銀行取扱店名）

国税収納金整理資金

領　収　済　通　知　書

（受入科目）	納付の目的：	年度	（取扱庁名）

輸入申告等の番号	納税者氏名又は名称	納税者住所	代理人	本　税　円	加算税　円	延滞税　円	合計額　円

あて先　（国税収納金整理資金に関する職名、官職及び氏名並びに在勤官署名及びその所在地）

上記の合計額を領収しました。

（領収日付等）

（領収年月日及び領収者名）又は（領収年月日及び日本銀行取扱店名）

備考

1　用紙の大きさは、各片とも日本産業規格A列４とする。

2　この付表は、各納税者の受入科目、納付の目的、年度、取扱庁名、領収者及び領収年月日が同一である場合に限り、使用することができる。

付　表

国税収納金整理資金

領　収　控

（受入科目）	納付の目的：	年度	（取扱庁名）

輸入申告等の番号	納税者氏名又は名称	納税者住所	代理人	本　税　円	加算税　円	延滞税　円	合計額　円

上記の合計額を領収しました。

（領収日付印）

（領収年月日、領収者名及び領収庁）又は（日本銀行取扱店名の表示のある領収日付印）

国税収納金整理資金

領　収　済　通　知　書

（受入科目）	納付の目的：	年度	（取扱庁名）

輸入申告等の番号	納税者氏名又は名称	納税者住所	代理人	本　税　円	加算税　円	延滞税　円	合計額　円

あて先　（国税収納金整理資金に関する職名、官職及び氏名並びに在勤官署名及びその所在地）

上記の合計額を領収しました。

（領収日付印）

（領収年月日、領収者名及び領収庁）又は（日本銀行取扱店名の表示のある領収日付印）

備考

1　用紙の大きさは、各片とも日本産業規格A列４とする。

2　この付表は、各納税者の受入科目、納付の目的、年度、取扱庁名、領収者及び領収年月日が同一である場合に限り、使用することができる。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。